

議案第 19 号

野田市あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

野田市あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例（平成21年野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「6,100円」を「11,120円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例第10条第2号の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

## 提案理由

一時支援事業の利用者の利用実態に鑑み、必要な支援を確保するため、利用者の障がいの程度及び利用時間に応じた使用料を設定することに伴い、一時支援事業の使用料の規定を整備しようとするもの。

参考資料

野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市立あおい空の設置及び管理に関する条例 (平成 21 年野田市条例第 24 号)

改 正 案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第 10 条 あおい空を利用した者(第 6 条第 1 号イに該当する者を除く。)又はその保護者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一時支援 一時支援に要する費用として <u>11,120 円</u>を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 10 条 あおい空を利用した者(第 6 条第 1 号イに該当する者を除く。)又はその保護者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一時支援 一時支援に要する費用として <u>6,100 円</u>を超えない範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) (略)</p>